

十 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）

改正案	現行
（金融機関等の特定業務） 第七条 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。 一 （略） 二 法第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号に掲げる事業（当該特定事業者が同項第三号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。）、同項第三号に掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）、若しくは同項第十号に掲げる事業（当該事業に附帯する事業を含む。）又は同条第六項若しくは第七項に規定する事業に係る業務 三 十六 （略） （金融機関等の特定取引） 第八条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（第一号イからウまで、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる取引にあつては、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で	（金融機関等の特定業務） 第七条 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。 一 （略） 二 法第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号に掲げる事業（当該特定事業者が同項第三号に掲げる事業を併せ行う場合に限る。）、同項第三号に掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）、若しくは同項第十号に掲げる事業（当該事業に附帯する事業を含む。）又は同条第六項から第九項までに規定する事業に係る業務 三 十六 （略） （金融機関等の特定取引） 第八条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（第一号イからムまで、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる取引にあつては、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で

定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除く。」とする。

一 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イムム (略)

ウ 外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。）の業務の代理又は媒介として行うイ、ロ、カ若しくはソに掲げる取引（ソに掲げる取引にあつては、為替取引に係るものに限る。）又はイ、ロ、カ若しくはソに規定する契約（ソに規定する契約にあつては、為替取引に係るものに限る。）に基づく取引

中 イからハまで、チからヨまで又はソからラまでに規定する契約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの

二六 (略)

2 (略)

（本人確認済みの顧客等との取引等）

第十一条 第八条及び前条第一号に規定する「本人確認済みの顧客等との取引」とは、次に掲げる場合における顧客等（法第四条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下この項（第二号、第四号及び第六号を除く。）及び次項において同じ。）との取引であつて、当該特定事業者（第三号及び第四号に掲げる場合にあつては、これらの号に規定する他の特定事業者）が、主務省令で定

定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除く。」とする。

一 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イムム (略)

(新設)

ウ イからハまで、チからヨまで又はソからラまでに規定する契

約に基づく取引のうち、なりすまし等が疑われる取引に該当するもの

二六 (略)

2 (略)

（本人確認済みの顧客等との取引等）

第十一条 第八条及び前条第一号に規定する「本人確認済みの顧客等との取引」とは、次に掲げる場合における顧客等（法第四条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下この項（第二号、第四号及び第六号を除く。）及び次項において同じ。）との取引であつて、当該特定事業者（第三号及び第四号に掲げる場合にあつては、これらの号に規定する他の特定事業者）が、主務省令で定

めるところにより、当該顧客等が既に本人確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとったものをいう。

一・二 (略)

三 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して第八条第一項第一号に定める取引（同号中に該当するものを除く。次号において同じ。）を行う場合において、当該他の特定事業者が顧客等について既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

四〇六 (略)

2 第八条第一項及び前条第二号に規定する「なりすまし等が疑われる取引」とは、次の各号のいずれかに該当する取引をいう。

一 取引の相手方が契約時本人確認（第八条第一項第一号中、第二号口、第三号口、第四号口、第五号口及び第六号口並びに前条第二号に規定する契約の締結に際して行われた本人確認（当該契約の締結が前項の本人確認済みの顧客等との取引に該当する場合にあつては、既に行われた同項の本人確認）をいう。次号において同じ。）に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引

二 (略)

めるところにより、当該顧客等が既に本人確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとったものをいう。

一・二 (略)

三 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して第八条第一項第一号に定める取引（同号ウに該当するものを除く。次号において同じ。）を行う場合において、当該他の特定事業者が顧客等について既に本人確認を行っており、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存している場合

四〇六 (略)

2 第八条第一項及び前条第二号に規定する「なりすまし等が疑われる取引」とは、次の各号のいずれかに該当する取引をいう。

一 取引の相手方が契約時本人確認（第八条第一項第一号ウ、第二号口、第三号口、第四号口、第五号口及び第六号口並びに前条第二号に規定する契約の締結に際して行われた本人確認（当該契約の締結が前項の本人確認済みの顧客等との取引に該当する場合にあつては、既に行われた同項の本人確認）をいう。次号において同じ。）に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引

二 (略)